厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後							改正前						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）							（略）						
586から593まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし　J041、サルグラモスチム、ニンテダニブエタンスルホン酸塩_ネラレドミラストなし 1あり　ニンテダニブエタンスルホン酸塩_ネラレドミラスト （略）		586から593まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし　J041、サルグラモスチム、ニンテダニブエタンスルホン酸塩なし 1あり　ニンテダニブエタンスルホン酸塩 （略）	
（略）							（略）						
1501及び1502	（略）	（略）	（略）	（略）	なし　乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン_ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン_ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン、J039、全身麻酔、J045なし 2あり　乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン_ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン_ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン		1501及び1502	（略）	（略）	（略）	（略）	なし　乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン、J039、全身麻酔、J045なし 2あり　乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	
（略）							（略）						

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表１			**別表１**		
薬剤		番号	薬剤		番号
（略）			（略）		
チル-ゼパチド（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年５月18日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	74	417及び418	（新設）	（新設）	（新設）